

島根県報

第一、四〇八号

平成十四年十月四日

(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九二二号）

一 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等のうち一部を変更することとした。

た。（別表第一関係）

二 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の島根県収入証紙条例施行規則の規定は、平成十四年四月一日から適用することとした。

規則

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審査課)一
告示	
保安林予定森林 解除予定保安林	(森林整備課)二
公有水面埋立免許の出願	(漁港課)二
公有水面埋立ての竣工認可	(漁港課)二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(商工企画課)三
公有水面埋立ての竣工認可	(商工企画課)四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(長寿社会課)五

島根県規則第九二二号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年島根県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第二十五号中「停留料に限る。」の下に「ただし、知事から納付の特例を受けた者に係る着陸料及び停留料を除く。」を加える。

正誤
平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第一九号中
平成十四年三月十九日付け島根県報号外第一五号中

(税務課)

六 六

附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の島根県収入証紙条例施行規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

島根県報

告示

島根県告示第八百七十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所
邑智郡瑞穂町大字市木五三五四の三、五三五四の二二一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び瑞穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第八百七十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

一 解除予定保安林の所在場所

島根県知事 澄田信義

鹿足郡柿木村大字木部谷一二一九の三、一一一の五（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

道路用地とするため
解除の理由

道路用地とするため
解除の理由

島根県告示第八百七十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十四年十月四日

島根県知事 澄田信義

一 出願人

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

二 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

隱岐郡都万村大字津戸字牛立一三五番地一から同村同大字字赤崎九〇六番地一に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分日の満潮位（DL+○・四一〇m）における公有水面と陸地との境界線及び、①の点から④の点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域。

①の地点 隐岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャグリ隠岐シャグリ灯標（北緯三六度〇九分四七秒、東經一三三度一四分三

六秒）」から一八度四八分一秒に一、四五四・〇三mの地点

②の地点 ①の地点から二五九度四三分二〇秒に〇・九一mの地点

(3) 面積	③の地点 ②の地点から一六四度〇八分四五秒に六二・一三mの地点 ④の地点 ③の地点から一六七度五〇分〇八秒に四・七六mの地点
2 埋立に関する工事の施行区域	
(1) 位置	一、九三〇・九七 ² m
	隠岐郡都万村大字津戸字牛立一一三五番地一から同村同大字字赤崎九〇六番地一に至る間の土地の地内、並びに同地先公有水面
(2) 区域	次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とHの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	Aの地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャグリ隕岐シャグリ灯標」(北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)から一四度二一分四七秒、一、四四〇・五七mの地点
	Bの地点 Aの地点から四九度五二分一〇秒に一〇三・四七mの地点
	Cの地点 Bの地点から一三六度四四分〇六秒に四〇・五〇mの地点
	Dの地点 Cの地点から一五三度二六分三八秒に二二・六三mの地点
	Eの地点 Dの地点から一六一度三分三七秒に四一・〇八mの地点
	Fの地点 Eの地点から一〇七度一七分四二秒に二九・八一mの地点
	Gの地点 Fの地点から二六四度〇八分四五秒に六五・三八mの地点
	Hの地点 Gの地点から三一二度〇二分一四秒に三一・五八mの地点
(3) 面積	九、六八八・七八 ² m
三 埋立地の用途	
四 漁港施設用地	
五 出願年月日	平成十四年九月十日
	農林水産部漁港課、隠岐支庁水産局及び都万村役場

島根県告示第八百八十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣工認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年十月四日

一 竣功認可の年月日

平成十四年九月二十日

二 竣功認可を受けた者

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

八束郡美保関町大字笠浦八九六一九番地先から同町同大字一三三二番地先に至る公有水面

次の①の地点から②の地点を順次直線で結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線（平成十二年秋分時の満潮位D・L+〇・三一mにより決定）により囲まれた区域。

①の地点 国土地理院中山三等三角点（北緯三五度三分五三秒七六八、東経一三三度〇九分〇一秒一九〇、以下「基点」と言う）から三三〇度一九分三三一秒三

一三六・〇〇mの地点

②の地点 ①の地点から二二一度五二分四五秒、一〇・三一mの地点

③の地点 ②の地点から三三七度三〇分二六秒、二七・九四mの地点

④の地点 ③の地点から一七三度四五分一九秒、二五・二四mの地点

⑤の地点 ④の地点から一八一度二六分二六秒、四・四二mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇六度一八分四五秒、一五・八三mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一八一度〇七分〇五秒、四・一一mの地点

島根県知事 澄田信義

(8)の地点 (7)の地点から一七七度一五分一九秒、二・二一mの地点
 (9)の地点 (8)の地点から八九度〇五分一秒、一・〇七mの地点
 (10)の地点 (9)の地点から八四度一四分五六秒、二・五三mの地点
 (11)の地点 (10)の地点から八三度三〇分三四秒、八・三七mの地点
 (12)の地点 (11)の地点から一七五度五三分四一秒、三・三四mの地点
 (13)の地点 (12)の地点から七七度四九分一八秒、一・七七mの地点
 (14)の地点 (13)の地点から三五〇度二分五八秒、一・二〇mの地点
 (15)の地点 (14)の地点から三五〇度一二分五八秒、〇・一七mの地点
 (16)の地点 (15)の地点から八二度三八分五三秒、六・六七mの地点
 (17)の地点 (16)の地点から三五〇度〇六分三四秒、〇・三三mの地点
 (18)の地点 (17)の地点から六九度三分四五秒、五・一六mの地点
 (19)の地点 (18)の地点から三三三度二四分二四秒、一・八二mの地点
 (20)の地点 (19)の地点から五九度五五分四五秒、二・一二mの地点
 (21)の地点 (20)の地点から五九度五五分四五秒、〇・三二mの地点
 (22)の地点 (21)の地点から三九度三八分三七秒、六・一一mの地点
 (23)の地点 (22)の地点から一一六度二〇分四五秒、二・三四mの地点
 (24)の地点 (23)の地点から三五度四〇分一六秒、二三一・二九mの地点
 (25)の地点 (24)の地点から三五度四〇分一六秒、四・八五mの地点

(3) 面積

八二九・九五平方メートル

五 埋立地の用途

六 閲覧場所

島根県農林水産部漁港課、松江水産事務所及び美保関町役場

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があるので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十月四日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダヤショッピングセンター 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮貴司 島根県隠岐郡西郷町大字平四三一番地一

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年五月二十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一・三八一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

六六台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

一八台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

九九平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二八・八立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数	三ヵ所
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯	午前七時から午後九時まで
二 届出年月日 平成十四年九月二十四日	西郷町ふるさと振興課（隱岐郡西郷町大字城北町一番地）
三 届出及び添付書類の縦覧場所	西郷町ふるさと振興課（隱岐郡西郷町大字城北町一番地）
四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等	島根県商工労働部商企画課
1 意見書の提出先	松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課
2 意見書に記載すべき事項	島根県出雲市稗原町二九二三番地
(一) 氏名及び名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	島根県出雲市稗原町二九二三番地
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無	島根県出雲市稗原町二九二三番地
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地	島根県出雲市稗原町二九二三番地
(四) 意見の内容	島根県出雲市稗原町二九二三番地
(五) 意見を述べる理由	島根県出雲市稗原町二九二三番地
3 その他	島根県出雲市稗原町二九二三番地
意見書に記載する氏名は、自署による。し。	

公 告

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、

平成14年10月4日

島根県知事 澄田信義

次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十月四日

島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。	島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。
島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。	島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

島根県報

平成14年10月4日

1 購入等件名及び数量 原子力環境センター棟映像音響システム及び情報提供システム 一式	島根県知事 澄田信義	署	出
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県環境生活部環境政策課 島根県松江市殿町1番地	島根県環境生活部環境政策課	署	出
3 落札者を決定した日 平成14年9月18日		署	出
4 落札者の氏名及び住所 株式会社日立製作所中國支社 広島市中区袋町5番25号	株式会社日立製作所中國支社	署	出
5 落札金額 36,645,000円		署	出
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	島根県	署	出
7 特例公告を行った日 平成14年7月5日		署	出

正

正

平成十四年(1月)「十六」印付の島根県報外第一九号中に記載があつたので、次のように訂正す。

八一八	行	正
六十一	始むかへ五	島根県条例第 島根県条例第十四号

平成十四年(1月)十九日付け島根県報外第一五号中に記載があつたので、次のよう訂正す。

平成十四年十月四日印刷
平成十四年十月四日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

押印 署印 金印(十四印)十印(送達印)